

※第14回会合（2024年2月13日）資料等より作成  
P. 4は第16回会合（2024年2月13日）資料より抜粋

## 「コベナンツ抵触時の対応の実務フロー」（仮称）（案）

コベンツに抵触しても発行会社が事業を継続し存続可能なケースもあるため、発行会社がウェイバーやアmend等の対応ができるよう、以下に想定される実務フローを例示する。

なお、この場合、コベンツ抵触から期限の利益喪失まで、一定の猶予期間を設ける必要がある。

## 実務フロー案

### 〔a〕 発行会社が社債権者集会を招集する場合

1. 発行会社は、コベンツの抵触事由が発生した場合に、その旨を一般に公表したうえで、保振の情報伝達サービスを通じて、社債権者へ通知する。その際に、発行会社の連絡先をあわせて通知し、「社債権者集会開催に向けたアmend案（社債権者集会の議案内容案）等への意向確認のため、社債権者は、自身の連絡先を発行会社へ伝達する」旨を依頼する。
2. 発行会社は、社債権者から寄せられた連絡先を用いて、社債権者へ意向確認を行う。  
※ 発行会社は保振の情報伝達サービスを通じて、社債権者集会の事前説明会を開催することも可能。
3. 発行会社は、意向確認の結果を踏まえ、社債権者集会の招集に向けた準備（場所の確保等）を行う。
4. 発行会社は、社債権者集会の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び社債権者集会の日時及び場所、議題等を公告するとともに、保振の情報伝達サービスを通じて社債権者へ通知を行う。
5. 社債権者集会において決議する。
6. 発行会社は、決議後1週間以内に裁判所へ社債権者集会決議の認可申請を行う。
7. 裁判所の認可が下りたら、発行会社はその旨の公告を行い、社債権者集会決議の内容に従い、ウェイバーやアmend等を実施する。

## 実務フロー案

### 〔b-1〕 社債権者が社債権者集会を招集する場合（社債管理補助者設置債）

1. 発行会社は、コバナンツの抵触事由が発生した場合に、その旨を一般に公表したうえで、保振の情報伝達サービスを通じて社債権者へ通知する。その際に、社債管理補助者の連絡先をあわせて通知し、「社債権者集会招集を希望する場合又は社債権者集会招集者としての参加に関する他の社債権者の意向確認を社債管理補助者へ請求する場合は、その旨及び社債権者集会の目的と招集の理由を、口座管理機関から発行された振替口座簿の記録を証明する書面（86条証明書）を添付のうえ社債管理補助者へ連絡する旨」を依頼する。
2. 社債管理補助者は、要請のあった者が社債の未償還残高の10分の1未満を保有する社債権者であった場合、保振の情報伝達サービスを通じて、他の社債権者へ社債権者集会の目的及び招集の理由とともに、社債権者集会の招集者として参加するかの意向確認を行う。その際に、社債管理補助者の連絡先をあわせて通知し、「社債権者集会の招集者として参加する場合はその旨を、86条証明書を添付のうえ当該要請のあった社債権者へ連絡する旨」を依頼する。
3. 社債管理補助者は、（意向確認の結果）社債の未償還残高の10分の1以上を保有する社債権者から社債権者集会招集の意向が確認された場合、社債権者集会の招集に向けた準備（場所の確保等）を行う。
4. 社債管理補助者は、社債権者集会の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び社債権者集会の日時及び場所、議題等について公告するとともに、保振の情報伝達サービスを通じて、社債権者へ通知を行う。
5. 社債権者集会において決議する。
6. 社債管理補助者は、決議後1週間以内に裁判所へ社債権者集会決議の認可申請を行う。
7. 裁判所の認可が下りたら、発行会社はその旨の公告を行い、社債権者集会決議の内容に従い、ウェイバーやアmend等の効力が発生する。

## 実務フロー案

### 〔b-2〕社債権者が社債権者集会を招集する場合（FA債）

1. 発行会社は、コベンツの抵触事由が発生した場合に、その旨を一般に公表したうえで、保振の情報伝達サービスを通じて社債権者へ通知する。
2. 社債権者集会招集の意向があり、社債の未償還残高の10分の1以上を保有する社債権者（特定少数社債権者）は、発行体へ社債権者集会の招集を請求する。  
※ 特定少数社債権者は、社債権者集会招集の前に、保振の情報伝達サービスを通じて、他の社債権者におけるアmend案（社債権者集会の議案内容案）等への意向を確認することも可能。
3. 発行体が社債権者招集の要請に応じない場合、特定少数社債権者は、裁判所へ社債権者集会の招集に関する許可を申請する。
4. 裁判所の社債権者招集に関する許可が下りた場合、特定少数社債権者は、招集に向けた準備（場所の確保等）を行う。
5. 特定少数社債権者は、社債権者集会の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び社債権者集会の日時及び場所、議題等について公告するとともに、保振の情報伝達サービスを通じて、他の社債権者へ通知を行う。
6. 社債権者集会において決議する。
7. 特定少数社債権者は、決議後1週間以内に裁判所へ社債権者集会決議の認可申請を行う。
8. 裁判所の認可が下りた場合、発行会社はその旨の公告を行い、社債権者集会決議の内容に従い、ウェイバーやアmend等を効力が発生する。

## ② コベンツ抵触時の社債権者集会によらないウェイブ・アメントの対応

### 実務フロー案

- (1) 発行会社は、コベンツの抵触が発生する可能性がある場合にその旨を一般に公表した上で、ウェイブ案・アメント案を社債管理補助者に通知する。
  - (2) 社債管理補助者は、保振の社債情報伝達サービスを用い、本社債の社債権者に対し、発行会社から提出されたウェイブ案・アメント案を通知する。
  - (3) 当該通知書面には、当該ウェイブ案・アメント案に異議がある場合には社債管理補助者に●年●月●日迄に通知して欲しい旨記載する。
  - (4) 社債権者により上記期限までに【全社債権者から異議がなかった場合（異議が撤回された場合は異議がなかったものとする）／異議を申し出た社債権者の保有する金額が本社債の総額の〔三分の一〕に満たなかった場合（異議が撤回された場合は異議がなかったものとする）】には、社債管理補助者はその旨を、社債情報伝達サービスを用い社債権者に通知することで、ウェイブ・アメントの効力が発生する。なお、上記条件を充足しなかった場合、社債管理補助者はウェイブ・アメントの効力の不発生につき、社債情報伝達サービスを用い社債権者に通知する。
  - (5) 第4項において社債権者から異議があった場合には、社債管理補助者は発行会社に当該社債権者の連絡先を通知する。なお、社債権者は予め発行会社への連絡先の通知について承諾するものとする。
- ( (注) 発行会社は本連絡先の通知を受けた後、個別に異議があった社債権者への説明・交渉を必要に応じて行うことになる。 )

### ③ チェンジオブコントロール条項（プット条項の場合） 発動時の対応



#### 実務フロー案

1. 発行会社は期限前償還事由である大株主の異動や非上場化が決定した場合、○日以内にその旨を一般に公表したうえで、保振の情報伝達サービス（参考参照）または社債管理補助者を通じて社債権者へ通知する。
2. 社債権者は、期限前償還事由の発生した日の後○日から○日までの期間に、期限前償還を希望する場合、口座管理機関に対し必要な手続きを取る。
3. 発行会社（支払い代理人）は、期限前償還請求期間の最終日の1か月の応当日以後に最初に到来する利払い日に支払いを実施する。

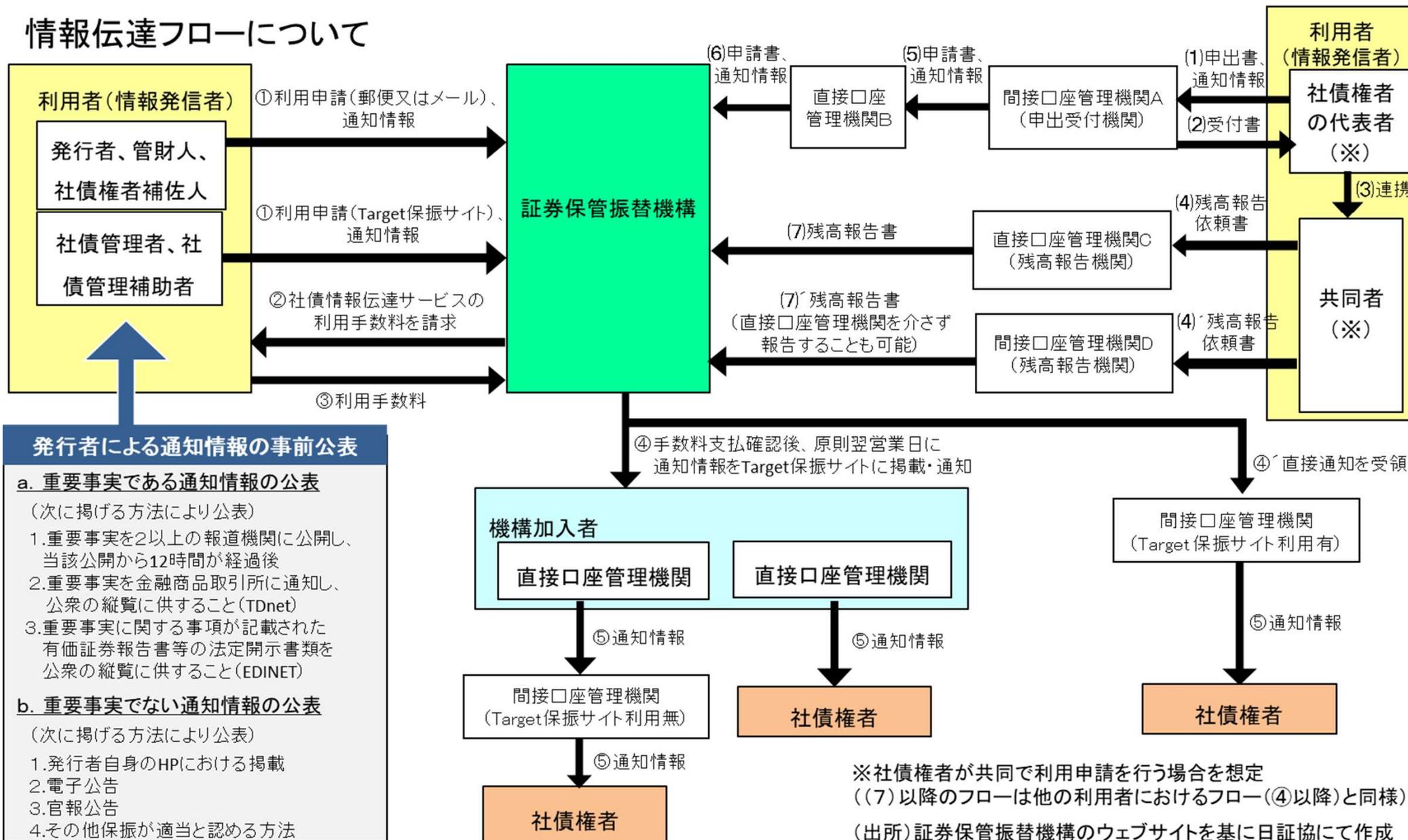
## ④ レポートिंगコベナント発動時の対応

### 実務フロー案

1. 発行会社はレポートिंगコベナントの発動事由である非上場化が決定した場合、その旨を一般に公表（金商法上の重要事実の公表手続きによるものをいう。以下同じ。）したうえで、（社債管理補助者を活用し）保振の情報伝達サービスを通じて社債権者へ通知する。
  2. 非上場化後、発行会社は、レポートिंगコベナントの種類に応じ、以下のとおり社債権者へ通知する。
    - a. 非上場後にレポートिंगを行うことが重要と考えられる第1・第3四半期の財務情報について、第1・第3四半期末の一定期間以内に、自社のウェブサイトで発表する。
    - b. 「期限の利益の喪失事由」や、非上場化後にレポートिंगを行うことが重要と考えられる「業務上の提携又は解消」等の報告対象となる特定の事象が発生した際には、当該事象の発生について公表した後に、（社債管理補助者を活用し）保振の情報伝達サービスを通じて社債権者へ通知する。
    - c-1. （補助者設置債）コベナントの充足状況に係る発行会社の証明書については、判定基準日から一定期間内に、自社のウェブサイトで一般に発表するとともに、社債管理補助者にその旨を通知する。補助者は「期限の利益喪失事由が発生している旨」が記載されており当該事実が一般に公表されている場合に限り、保振の情報伝達サービスを通じて社債権者へ通知（※）する。
    - c-2. （FA債）コベナントの充足状況に係る発行会社の証明書については、判定基準日から一定期間内に、自社のウェブサイトで一般に発表する。社債権者は発行会社のウェブサイトにおいて、発行会社証明書の内容を確認する。発行会社は期限の利益喪失事由が発生している場合、当該事実を一般に公表したうえで、保振の情報伝達サービスを通じて社債権者へ通知する。
- ✓ 対象となる情報が社債権者へ適切に報告されない場合には、社債権者が発行会社に対応を求めることが必要となる。社債管理補助者設置債の場合、社債管理補助者を通じて発行会社に対応を求められる。

# (参考) 社債情報伝達サービスの概要①

## 情報伝達フローについて



### 発行者による通知情報の事前公表

#### a. 重要事実である通知情報の公表

(次に掲げる方法により公表)

- 1.重要事実を2以上の報道機関に公開し、当該公開から12時間が経過後
- 2.重要事実を金融商品取引所に通知し、公衆の縦覧に供すること(TDnet)
- 3.重要事実に関する事項が記載された有価証券報告書等の法定開示書類を公衆の縦覧に供すること(EDINET)

#### b. 重要事実でない通知情報の公表

(次に掲げる方法により公表)

- 1.発行者自身のHPにおける掲載
- 2.電子公告
- 3.官報公告
- 4.その他保振が適当と認める方法

## (参考) 社債情報伝達サービスの概要②



### 社債権者への情報伝達項目及び社債情報伝達サービスの利用者について

情報伝達項目	利用者
<b>社債権者集会の開催に関する事項</b> ①社債権者集会の招集 ②説明会の開催 ③他の社債権者の意向確認	発行者(※1)、管財人(※2)、社債管理者(※3)、社債権者補佐人(※4)、及び社債権者(※5)、社債管理補助者 なお、社債権者については左記②、発行者、管財人および社債管理者については③を除く
<b>法的整理等に関する事項</b> ①法的整理の手續開始 ②債権者説明会の開催 ③管財人への連絡先提供依頼 ④債権届出に関する情報 ⑤債権者集会の開催	発行者、管財人、社債管理者、社債管理補助者および社債権者補佐人
<b>発行要項に定める事項</b> ①合併等の組織再編時の社債の取扱い ②コバナンツへの抵触 ③期限の利益の喪失	発行者及び社債管理者、社債管理補助者および社債権者補佐人
<b>発行者の債務再編に関する事項</b> ①社債の買入及び取得に関する情報 ②私的整理に関する情報	発行者

※1発行者…一般債振替制度において社債を発行する者

※2管財人…会社更生法等に基づき、更生会社等の業務及び財産を管理又は処分するために裁判所により選任された管財人がいる場合、当該管財人も利用可能

※3社債管理者…1つの社債の銘柄に複数の社債管理者が設置されている場合、当該社債の銘柄の代表管理者

※4社債権者補佐人…発行要項および社債権者補佐人業務委託契約に定めるところにより、社債権者のために債権の保全に関するサポート等を行う者と機構が認める者

※5社債権者…①社債の残存総額の10分の1以上の残高を有する社債権者

②共同して情報伝達サービスを利用することについて同意する他の社債権者と合算した残高が当該社債の残存総額の10分の1以上となる社債権者  
 (出所)証券保管振替機構のウェブサイトを基に日証協にて作成